徳島県ケアラー支援条例（案）

人が生きる中で、家族等の身近な人を思いやり、介護や看護、温かな声掛けなどを通して互いに支え合う営みは尊いものであり、私たちの社会を根底で支える大切な基盤である。

しかし、近年、少子高齢化の進行や世帯構造の変化により、身近な人の日常生活上の世話を行うケアラーに精神的、身体的及び経済的な負担が集中しやすい傾向にある。さらに、家族の世話は当然であるという意識が社会全体や当事者自身にも根強く、ケアラーの抱える困難が表面化しにくい現状である。その結果、多くのケアラーが社会から孤立し、適切な支援を受けられないまま、日常生活において深刻な状況に置かれている。

こうした問題を解決するためには、必要な支援体制を整えるとともに、地域住民や関係者がケアラーへの理解を深め、誰もが孤立せず安心して自分らしく暮らせるよう、社会全体で支えていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、ケアラーが自身の健康を守り、学び、働き、自らの人生を豊かに歩むことができるよう、互いに支え合いながら希望を持って暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者、支援団体及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ケアラーの負担の軽減及び解消を図り、もって全てのケアラーの健康で文化的な生活の確保を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ケアラー　高齢、障がい、疾病等の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護その他の日常生活上の世話を行っている者をいう。

⑵　ヤングケアラー　ケアラーのうち、こども及び若者をいう。

⑶　事業者　県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者をいう。

⑷　支援団体　ケアラー支援を行うことを目的とする民間団体をいう。

⑸　関係機関　介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体及び機関をいう。

（基本理念）

第３条　ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

２　ケアラー支援は、ケアラーによる介護その他の日常生活上の世話を受けている者及びケアラーの家族に対する支援と一体的に行われなければならない。

３　ケアラー支援は、県、市町村、県民、事業者、支援団体、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で支えるよう

行われなければならない。
４　ヤングケアラーへの支援は、適切な教育の機会の確保及び就業の支援その他の自立に向けた支援を切れ目なく行うことにより、ヤングケアラーの心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるよう行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
２　県は、ケアラー支援に関する施策を実施するに当たっては、当該施策並びに介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する施策を一体的に推進するものとする。
３　県は、ケアラー支援に関する施策を実施するに当たっては、市町村、県民、事業者、支援団体、関係機関等と連携を図るものとする。
４　県は、ケアラー支援における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村において、ケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、必要な支援を行うものとする。
５　県は、事業者、支援団体及び関係機関が行うケアラー支援に関する取組が促進されるよう、必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
２　事業者は、その従業員がケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重した上で、勤務するに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（支援団体の役割）

第７条　支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第８条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、ケアラーが孤立しないように配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
２　関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その業務を通じて関わりがある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重した上で、当該ケアラーの健康状態及び生活環境の確認並び

にケアラー支援に関する情報の提供、適切な支援団体又は他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第９条　関係機関のうち教育に関する業務を行うものは、前条第２項に規定するもののほか、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その業務を通じて関わりがある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認するよう努めるとともに、当該ヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるものとする。

（支援のために必要な情報共有）

第10条　県、市町村、支援団体及び関係機関は、ケアラー支援を総合的かつ効果的に実施するため、その保有するケアラーに関する情報を積極的に共有するよう努めるものとする。

２　県、市町村、支援団体及び関係機関は、ケアラーに関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を共有する場合は、同法その他の法令の規定に基づき、又は本人の同意を得て、これを行わなければならない。

３　前項の場合において、共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、ケアラー支援を実施するために必要な最小限度のものとしなければならない。

（基本計画）

第11条　知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

２　知事は、前項の計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

（広報及び啓発）

第12条　県は、県民、事業者、関係機関等がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について十分に理解を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるための広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材育成等）

第13条　県は、ケアラー支援の充実を図るため、ケアラー支援を担う人材の育成のための研修の実施、当該人材の確保に向けた体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談のための環境整備）

第14条　県は、ケアラーが早期に発見され、必要な支援が行われるよう、学校、職場、地域その他の場において、ケアラーが相談しやすい環境の整備に努めるものとする。

（体制の整備）

第15条　県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制並びに県、市町村、支援団体及び関係機関の相互の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条　県は、ケアラー支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる

よう努めるものとする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。